

○山梨県警察国有物品管理規則に係る細部事項について

〔 平成 30 年 3 月 29 日 〕
〔 例規甲 (会序) 第 44 号 〕

国有物品の管理に係る執務上の細部事項については、山梨県警察国有物品管理規則に係る細部事項について（平成 26 年 7 月 31 日付け、例規甲（会序）第 28 号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、山梨県警察国有物品管理規則（昭和 39 年山梨県公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）の一部改正に伴い、山梨県警察国有物品管理細則に係る細部事項についてを次のとおり定め、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

第 1 図書の内訳表について

物品供用員は、規則第 19 条に規定する物品供用簿に登記されている備品図書の内容を明らかにするため、補助簿として図書内訳表（第 1 号様式）を備えるものとする。

第 2 物品整理票について

物品供用員は、保管又は供用に係る重要物品及び備品に物品整理票（第 2 号様式）を付するものとする。ただし、物品の性質、形状、用途等によってこの整理票により難いものについては、適宜の方法をもって表示しても差し支えない。

第 3 物品の修繕（改造）の報告の省略について

規則第 9 条第 3 項ただし書に規定する軽微な修理とは、県費予算をもってする場合で予定価格 2 万円以下の修理を指すものとする。

第 4 物品保管書の記載方法について

規則第 11 条第 2 項に規定する物品保管書は、供用中の品目 1 点ごとに別葉に作成するものである。ただし、毛布、出動服、鉄帽等のように通常は倉庫に保管し、一時使用するものは、物品供用員の保管と認められるので、物品供用簿の「保管」欄に登記することで、物品保管書を作成しないことができる。

なお、使用職員が交替等で返戻した場合は、「摘要」欄に年月日及びその旨を記入し、次行に新しい使用職員名を記入するものとする。

第 5 亡失損傷の報告について

物品供用員が規則第 15 条第 1 項に規定する亡失又は損傷の報告をする場合には、同条第 2 項に規定する使用職員からの使用物品亡失（損傷）報告書を添付し、故意又は重大な過失の有無、弁償責任の有無等についての意見を付し、物品出納員を経て報告するものとする。